

岩手県告示第 1110 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 12 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 田野畑岩泉線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町岩泉字室場 18 番 76 地先内	新	m 30.0~8.0	m 413.0
	旧	61.8~15.6	280.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
  - イ 期間 平成 18 年 12 月 8 日から平成 19 年 1 月 8 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 水海大渡線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市両石町第 4 地割 42 番 3 地先から 45 番 4 地先まで	新	m 49.2~10.1	m 537.0
	旧	37.2~10.6	640.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 釜石地方振興局土木部
  - イ 期間 平成 18 年 12 月 8 日から平成 19 年 1 月 8 日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 343 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市大東町摺沢字新右エ門土手 30 番 3 地先から 46 番 2 地先まで	新	m 60.6~38.0	m 42.0
	旧	70.0~43.0	42.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
  - イ 期間 平成 18 年 12 月 8 日から平成 19 年 1 月 8 日まで